

甲府市広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、甲府市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3第2項に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

2 基本的な考え方

市が広告掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない。そのため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

3 広告媒体ごとの基準

この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、個別の基準（広告内容、デザイン等に関するものを含む。）が必要な場合は、別途基準を定めることができる。

4 ホームページへの広告

- (1) 広告主のWEBページにリンクをする広告（バナー広告等）に関しては、市のWEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のWEBページの内容についても、WEBページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部又は一部を準用することができる。
- (2) 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者に斡旋又は紹介しているWEBページの広告は掲載しない。

5 規制業種又は事業者

次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及び類似の業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (3) たばこに関するもの（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く）
- (4) 投機的商品に関するもの
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている事業者
- (7) 法律に定めのない医業類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者

例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行う事業者（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する）

- (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者

- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善が見込まれない事業者
- (15) 本市と係争中の事件があるもの
- (16) 指名停止等の措置基準に基づき指名停止期間中のもの
- (17) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの
- (18) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (19) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団
- (20) 本市の市税を滞納している事業者
- (21) その他、要綱第14に規定する甲府市広告審査委員会において不適当と認める業種又は事業者

6 広告内容審査

広告媒体所管課は、広告の掲載に先立ち、以下に定める基準に従い、広告内容に関する審査（広告内容審査）を行うものとする。

7 掲載基準

次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- オ 市が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- カ 宗教団体による布教推進を主な目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせる、若しくは不安を与えるおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料の提出及び広告内への根拠の明示を要する。）
- イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 責任の所在が明確でないもの
- キ 広告の内容が明確でないもの
- ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定、又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

8 表示基準

表示内容については、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 広告であることを原則として明示すること。
- (2) 広告主の名称、所在地及び連絡先を原則として明示すること。
 - ア 原則として広告主の法人の正式名称（例：株式会社〇〇）を明記する。広告主が法人格を有しない団体である場合にあっては、代表者名を明記する。ただし、広告の内容から広告主の法人名等が明らかである場合には、重ねて法人の正式名称等を記載することを要しない。
 - イ 原則として広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。ただし、広告の内容に照らし、広告主の所在地、連絡先を記載することにより、かえって市民等の誤解を招く場合には、広告主に代えて、問合せ先の所在地、連絡先を記載することができる。
- (3) 肖像権及び著作権を侵害しないこと。

9 業種ごとの基準

広告媒体所管課が広告内容審査を行う際の業種ごとの基準は以下のとおりとする。

- (1) 各業種や商品・サービスについて、必要な許可・免許等の有無、業界団体等への加盟状況、広告表示関連法令等の違反の有無等について不明な点は、広告を掲載する事業者又は広告を取扱う広告代理店に確認をするものとする。
- (2) この基準又は関連法令等に抵触するおそれのあるものについては、関係する相談窓口その他の関連法令所管行政庁に相談するものとする。

ア 人材募集広告

- ① 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関連法令を遵守すること。
- ② 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。
- ③ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

イ 語学教室等

- ① 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：「一か月で確実にマスターできる」等

ウ 学習塾・予備校等（専門学校を含む）

- ① 合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。
- ② 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

エ 外国大学の日本校

- ① 日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学でない旨を明確に表示すること。

例：「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」等

オ 資格講座

- ① 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示すること。

例：「この資格は国家資格ではありません。」等

- ② 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。

例：「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」等

- ③ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

- ④ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

カ 病院、診療所、助産所

- ① 広告できる事項は、医療法（昭和23年法律205号）第6条の5及び6条の7、獣医療法（平成4年法律第46号）第17条、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。（バナー広告のリンク先である病院等のホームページを含む）

- ② 広告を掲載する事業者が、病院等の所在地を所管する行政機関の担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。

キ 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- ① あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

- ② 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

- ③ 法定の施術所以外の医業類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できない。

- ④ 広告を掲載する事業者が、施術所の所在地を所管する行政機関の担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。

ク 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

- ① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

- ② 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。

- ③ 広告を掲載する事業者が、薬局等の所在地を所管する行政機関の薬務担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。

ケ 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等

- ① 健康増進法（平成14年法律第103号）第65条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全

性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第68条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

- ② 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。
- ③ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。
- ④ 広告を掲載する事業者が、食品会社等の所在地を所管する行政機関の薬務担当部署及び食品担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。

コ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

- ① サービス全般（介護老人保健施設を除く）
 - a 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
 - b 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - c その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
例：「甲府市事業受託事業者」等
- ② 有料老人ホーム
 - a 当該施設の指導監督権限を有する都道府県、指定都市、中核市の「有料老人ホーム設置運営指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。
 - b 当該施設の指導監督権限を有する都道府県、指定都市、中核市の指導に基づいたものであること。
 - c 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示」及び同表示の運用基準に抵触しないこと。
- ③ 有料老人ホーム等の紹介業
 - a 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとする。
 - b その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。
- ④ サービス付き高齢者向け住宅
 - a 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第15条及び第20条、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第18条並びに第22条第1項、関連法令、国土交通省及び厚生労働省「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第22条第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法」（告示）並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に関する事項を遵守すること。
 - b 本基準7「シ 不動産事業」の規定を遵守すること。
- ⑤ 介護老人保健施設
 - a 介護保険法（平成9年法律第123号）第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。
- ⑥ 介護医療院

- a 介護保険法（平成9年法律第123号）第112条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

サ 墓地等

- ① 都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び事業者名を明記すること。

シ 不動産事業

- ① 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
- ② 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記するとともに、「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うものとする。
- ③ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

ス 弁護士・司法書士・行政書士・税理士・公認会計士等

- ① 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

セ 旅行業

- ① 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。
- ② 不当表示に注意する。
例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等
- ③ その他広告表示について旅行業法（昭和27年法律第239号）第12の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

ソ 通信販売業

- ① 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57条）第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から11条の規定に反しないこと。

タ 雑誌・週刊誌等

- ① 適正な品位を保った広告であること。
- ② 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- ③ 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。
- ④ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- ⑤ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- ⑥ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- ⑦ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- ⑧ 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

チ 映画・興業等

- ① 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。

- ② 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- ③ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- ④ 内容を極端にゆがめる、あるいは一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- ⑤ ショッキングなデザインは使用しない。
- ⑥ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- ⑦ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

ツ 古物商・リサイクルショップ等

- ① 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- ② 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：「回収」、「引取り」、「処理」、「処分」、「撤去」、「廃棄」等

テ 結婚相談所・交際紹介業

- ① 業界団体に加盟していること。
- ② 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定することを原則とする。
- ③ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人 日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等）。

ト 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- ① 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- ② 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

ナ 募金等

- ① 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けている旨を明確に表示すること。
- 例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」等

ニ 質屋・チケット等再販売業

- ① 個々の相場、金額等の表示はしない。
- 例：「〇〇〇のバッグ50,000円」、「航空券 東京～福岡 15,000円」等
- ② 有利さを誤認させるような表示はしない。

ヌ トランクルーム及び貸し収納業者

- ① 「トランクルーム」は国土交通省の「優良トランクルーム」の認定を受けた事業者であること。
また、認定を受けている旨及び認定番号を表示すること。
 - ② 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づくトランクルームではない旨を明確に表示すること。
- 例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

ネ ウィークリーマンション等

- ① 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

ノ 金融商品（投機の商品を除く）

- ① 投資信託等
 - a 将来の利益が確実・保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。

b 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。

② その他金融商品

 a 当該金融商品の内容に応じ、本項(ア)及び(イ)の規定を準用する。

ハ 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

① 本基準5で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に直接関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

 例：たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等

マ その他、表示について注意を要すること

① 割引価格の表示

 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

 例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

② 比較広告（根拠となる資料が必要）

 主張する内容が客観的に実証されていること。

③ 無料で参加・体験できるもの

 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

 例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

④ 宝石の販売

 虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり）

 例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

⑤ 個人輸入代行業等の個人営業広告

 必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。

⑥ アルコール飲料

 a 20歳未満の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

 例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

 b 飲酒を誘発するような表現の禁止

 例：「お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿」等

⑦ 消費税表記

 消費税の課税対象となる商品・サービス等の価格は、総額表示（税込み価格を表示）とする。

附 則

この基準は、平成19年12月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年7月22日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。